

大阪地方最低賃金審議会総会

第336回本審議会議事録

1 日 時

令和2年7月28日（火）10時00分～10時50分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、立見委員、服部委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、中川委員

（使用者代表委員）

柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、友住労働基準部長、渡邊賃金課長、高原主任賃金指導官賃金指導官、服部賃金指導官、紫合賃金指導官、溝端最低賃金係長

4 審議事項

（1）令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）大阪府最低賃金の改正に係る意見等について

（3）令和元年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告について

（4）その他

(開会10時00分)

高原主任賃金指導官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第336回総会を開催いたします。

初めに、本日、記者以外にビデオカメラを設置しております。事務局を対象にして撮影しております。御了承をお願いいたします。

傍聴人の皆様をお願い申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名の計15名の委員の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する衣笠委員、水島委員、深井委員につきましては、本日、所用のため御欠席です。

それでは、会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事(1)令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について御報告させていただきます。

令和2年7月22日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。地方最低賃金審議会においては、この見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望するという結果で取りまとめられました。

以上につきまして、同日、中央最低賃金審議会において答申され、決定をしたところでございます。

1円以上の有額の目安を示さなかったのは平成21年度以来であり、目安が時間額に統一された平成14年度以降5回目となります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何かございますでしょうか。

労働者を代表する委員、よろしいでしょうか。

(なし)

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、議事（２）大阪府最低賃金の改正に係る意見についてに入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

高原主任賃金指導官

最低賃金法第２５条第５項に基づき、本年７月８日付にて大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。その他、最低賃金に係る要請等もございました。

この意見書及び要請書等の原本は、全て公益委員のお席の後ろに置いております。

これから、御意見、御要望を報告させていただきますが、共通の内容のものについては、まとめて御報告させていただきます。

まず、労働者側からの意見でございます。

１１ページ、資料２－１、７月２１日付で全大阪労働組合総連合から、大阪府最低賃金審議会会長宛にて、大阪府の最低賃金大幅引上げ、時間額１，５００円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出があったものでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大の中、低賃金労働者、非正規雇用労働者の雇用が脅かされ収入が激減していること、多くの最低賃金付近の労働者は、もともと日々の生活をするだけで精いっぱいであり、緊急事態に対応するための十分な貯蓄ができていないこと、そのため何か問題が起こった場合に、まず非正規労働者に火の粉が降りかかることから、非正規労働者への改善すべき施策の一つとして、最低賃金の引上げがその最たるものであり、１、コロナ禍で戦後最大の景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に１，５００円に到達させること、２、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、３、最低賃金の大幅引上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法などの改正の実行を政府に求めるとの３点の要望があったものでございます。

同日付で大阪労連傘下１５４団体からの意見書の提出があり、この３点の要望につきましては共通事項として要望がなされております。

それでは、共通事項以外の主立った内容を抜粋して御報告させていただきます。

１３ページ、資料２－２は、おおさかパルコープ労働組合から、大阪府の最低賃金額１，５００円の早期実現を求める意見書として、おおさかパルコープの労働者約２，８００人のうち６割を超す１，８００人が非正規労働者であり、最低賃金改定に直接影響を受けていること、その非正規労働者にはシングルマザーや世帯主が多く、ダブルワーク、トリプルワークを行っている状況にある者がおり、また現役時代の賃金が低く、年金支給額も低いため７０歳を超えても働かざるを得ない状況にある者

がいること、そのために最低時間給1,500円を早期に実現し、誰でも8時間働けば普通に暮らせる社会を求める意見でございます。

15ページ、資料2-3、生協労連大阪府連合会から、2020年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書として、大阪においては非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層の増加は深刻であることから、審議会では、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引上げに踏み込む審議を求めるものでございます。

19ページ、資料2-4、全国一般労働組合大阪府本部から、中小企業労働者、非正規労働者など全ての労働者の賃金改善で、コロナ禍の生活不安、経済低迷から脱却するために大阪府最低賃金1,500円以上の実現を求める意見書として、共通事項の要請3つに加えて、最低賃金を日額・月額でも設定することを求めるものでございます。

21ページ、資料2-5、大阪労連女性部から、大阪府の最低賃金大幅引上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書としまして、大阪では非正規雇用労働者のうち女性は約7割を占め、最低賃金で働く者が多いこと、コロナ禍の中でジェンダー差別も見受けられ、また賃金補償も不確約で非正規まで支給がないかもと不安を抱えていることから、安心して生活できるためにも、最低賃金の大幅な引上げを求めるものでございます。

23ページ、資料2-6、大阪労連青年部から、大阪府地域別最低賃金制度の賃金額改定に関する意見書として、最低賃金での生活体験を通じ、最低賃金・低賃金で働く青年たちは、今の最低賃金では病気になっても病院に行けない、コロナの自粛要請がなくても最低賃金近傍で生活している人たちは常に自粛を強いられている状態に等しい、1か月間の最低賃金での生活体験だったから我慢できたが、ずっとその生活をしろと言われたら絶対に無理、人間らしい生活なんてとてもできないなどの切実な声が寄せられており、時給にして1,500円程度が必要であるとして、1日8時間働けば、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活が営める賃金の保障を求めるものでございます。

その他、個人からも意見書の提出がございました。

次に、27ページ、資料3-1、29ページ、資料3-2、7月15日付で連合大阪大阪市地域協議会及びU Aゼンセン大阪府支部から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請があったものでございます。

本年度第335回総会で、日本労働組合総連合会大阪府連合会からの要請書がありましたことを御紹介いたしました。それに引き続き、同様の内容で、新たに連合大阪傘下16団体より提出されております。

第335回総会で、全国一律最低賃金制度の創設と時間額1,500円を求める要請書として、全大阪労働組合総連合取扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことを御紹介いたしました。31ページ、資料3-3、33ページ、資料3-4、同じ内容の要請書として、7月21日付で新たに81団体と2,662筆の個人署名が提出されております。

35ページ、資料3-5、7月10日付で、日本共産党大阪府議会議員団から大阪労働局長宛て、新型コロナウイルスの被害から雇用と営業を守る緊急申入れとして提出されたものです。その中で、最低賃金を今年から時給1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指す、中小企業の賃上げ支援の抜本的に拡充する、社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免する制度の創設など、賃金引上げのための中小企業支援を強化するよう求めるという内容の申入れがございました。

続きまして、使用者側からの意見でございます。

25ページ、資料2-7、7月14日付で一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見書として提出があったものでございます。内容としましては、最低賃金額は、平成19年から毎年大幅な引上げが続いているが、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響が大きく、経営を圧迫するところとなっていること、併せて緊急事態宣言発令による外出の自粛要請、イベントの中止、インバウンドの激減など新型コロナウイルスによる影響により、営業収入において甚大な影響を受けていること、そのため最低賃金の引上げについては慎重の上にも慎重な審議を強く要望するものでございます。

なお、本日、会議資料とは別に全国生協労働組合連合会作成の「パート労働黒書Ⅶ」と題する資料と大阪労連・政策運動局作成の「2020年大阪労連「最低賃金」生活体験・生活証言報告書」と題する資料をお手元に配付しております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明並びに資料について、何か御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ないようですので、ただいまから大阪府最低賃金の改正について、直接意見聴取を行います。

事務局から御説明をお願いいたします。

高原主任賃金指導官

本日の意見聴取につきましては、7月8日の第335回総会において御決定いただきましたとおり、労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員に御選任いただきました4名の方に意見聴取を行うことを予定しております。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、早速ですが、4名の方から御意見をお聞きすることといたします。

発言の時間はお一人7分30秒の範囲ということにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

意見聴取につきましては、事務局で進行をお願いいたします。

高原主任賃金指導官

承知しました。

それでは、まず、イオンリテールワーカーズユニオン近畿グループ、田中ひとみ様にお願いいたします。

田中陳述者

田中ひとみと申します。

本日は、審議会でお話しさせていただくという貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

私は、イオン東大阪店にてシニアアルバイトとして働いております。イオンは65歳が定年で、それ以降は再雇用となり、最低賃金での契約となります。現在、一月の契約が86時間のため、給与は額面で約8万円ぐらい、手取りで7万5,000円程度となり、これでは日々の生活で全てお金は消えてしまい、貯蓄にお金を回すなど、そんな余裕は全くありません。急な出費があれば困ることもあります。今は健康で働いていますが、もし急に体を壊し、今より短い時間で働かざるを得ない状態になったら、将来のことを思うと心配で不安しかありません。真面目に日々働いているだけなのに、なぜ安心して不安な気持ちを持つことなく暮らすことができないのでしょうか。

また、今年は無曽有の新型コロナウイルス感染症により、危機的状態が今も続いています。イオン東大阪店は地域のライフラインとして緊急事態宣言のさなかから今現在まで休業することなく営業を続けております。自らの感染への恐怖、家族に迷惑をかけてしまったらどうしようかというものすごい不安の中、地域のお客様のために従業員一丸となって使命感を持ちながら働いています。この社会、大阪への地域の暮らしを守るために命をかけて労働者は働いております。私たち小売業だけではなく、医療、介護、福祉、物流など様々な業種で働く労働者が社会生活を継続するために休業せず働いています。コロナ禍で働く労働者の対価として見合った賃金水準が今さらに求められています。

最低賃金とは、真面目に働けば安心して生活していける水準が必要だと思います。本日はここにおられる皆様に前向きに一生懸命働く人が報われる、そして将来に不安がなく、安心して生活ができるということを視点を審議いただくことをお願い申し上げます。

本日はありがとうございます。

高原主任賃金指導官

続きまして、子ども食堂みんなの里主催者、梅原知子様をお願いいたします。

梅原陳述者

おはようございます。

私は、枚方市で子ども食堂を主催しています梅原といいます。

このような貴重な場をいただき、ありがとうございます。

子ども食堂は、そもそも貧困の家庭、それから適切な養育能力のない家庭を支えていくということで、子供たちの貧困や虐待予防を含めた活動を、これまで3、4年、5年と続けてきております。その中でもコロナの感染の拡大が広がる中、頑張っている保護者の方、そしてそこにいる子供、特に、独り親家庭の子供さんがたくさんおられます。コロナのこの状況の中で、そもそもパートで働くというところで家庭の主体となっていないが、その主体となっている夫が今失業しているという話をたくさん聞きます。また、担い手となって、自分たちが働いていけないといけないという保護者

でシングルのお母さんなど、そういった家庭のお母さんたちの切実な願いを毎日聞かされています。

そんな中で、特にシングルやまた失業しているお父さんの家庭の保護者の声からは、子育てをしていくのにとっても不安だ、保育所にも入れない、急に働かないといけなくなったけれども、そこを支えていく社会的な資源が少ないということでとても不安に思われています。最低賃金を少し上回るくらいの賃金で働いている人たちが多く、少しでもそこを上げていただいて、豊かなで、安心した生活が送れるように私たちもサポートしています。

子ども食堂では実際に食材のシェアというのが今すごく求められています。貧困ですごくしんどい家庭ほど、居場所やそういうところにつながりにくいという意味でいえば、そこで見つかった家庭に食材をシェアしています。その配達や担い手がたくさんいたのですが、その担い手こそがまた貧困に陥るといふ循環になっております。そうした中で、そこにいる子供たちが安定し、安心した未来を担っていく大人に育つために、今、私たちができることを、ささやかながら活動をさせていただいています。ぜひともそういった家庭に目を配っていただいて、少しでも安定した生活につながるようお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

高原主任賃金指導官

続きまして、全大阪労働組合総連合青年部事務局長、西尾健佑様をお願いいたします。

西尾陳述者

失礼いたします。大阪労連の青年部の西尾と申します。

本日はお時間頂戴いたします。よろしく願いいたします。

まず初めに、私たち、私を含むですけれども、大阪労連青年部の24名が今年の4月に1か月間、最低賃金で実際に生活をするという生活体験をさせていただきました。その中で、やっぱりすごいパワーワードがありまして、新型コロナウイルス感染症予防のため外出自粛という言葉がありました。私自身はもともと人とつながりを求めて、たくさんのいろいろな方々と日々ご飯を共にしたり、話すことによってつながりをどんどんつくってきた人間でありますので、こうした中で実際につながりを持ってないという環境がすごく苦しかったというのも一つです。ただ、それによってお金を使わなかったというのも事実です。

私たちは4月に最低賃金964円で1か月22日、1日8時間働いた合計16万7,543円から各種税金だったり、年金、保険料、家賃などを差し引いた額で1か月生活をしましょうというもので、私の場合は9万4,758円で1か月に生活しなければなりません。体験で感じたことというのは、やっぱりふだんいかに私がそういった人との交流ということにお金を使っているのかということです。もともと人と関わるのが好きなたちですが、コロナ禍で人と会えず、ずっと家に独りであるという私は食費以外、あまりお金を使うことがなかったんですけれども、やはりそれでも今日はこれだけしか使えないと、ちょっとこれでは1か月、この金額で生活するというのは厳しいと日々思いながらスーパーに行って、買うものもカップ麺は買えないですね。乾麺ですね、あの袋入りの。そういったただただおなかを満たすための食事というのになってきたりしていました。あまりにむなしく、やっぱり焦燥感がずっと募るような形になってきました。

結果として、24名のうち、最低賃金で生活できた人というのはほぼいませんでした。ほとんどが

マイナス収支を計上いたしました。つまりこの人と会わない、飲み会もないとか、外にもあまり出ない、お金を使わない状況ですら最低賃金では生活ができなかったということがこれで実証されたのではないかなと思います。最低賃金生活終了後のアンケートを皆さん取りましたが、青年たちは、やっぱり「医療機関に行くこともためらってしまう。」とか、「病院に2回行ってしまったので今月はすごい赤字になってしまった。」とかという言葉であったり、「コロナ禍で飲み会が減って出費がすごく減りました。」「人と交流しないほうがいいという若者の気持ちにすごく納得しました。」という言葉がありました。

私たちは1か月ですから、この体験はあくまで体験ですが、これが日常となってしまうと、4月に買えなかったから5月に買おうだとか、そういったことができないわけですね。ずっとこの生活が続いていってしまう。やはりこれでは憲法で規定されている健康で文化的な最低限度の生活というのにはちょっと程遠いなと思います。

私自身が現在、高校の教員をしております、今日もお休みをいただいて来ているのですけれども、普通に暮らして普通に働いているのに貯金もできず、ずっとストレスがたまって焦っていくばかりの生活という未来を子供たちには残したくないというのが本当のところですよ。

このコロナ禍で私たちは改めて最低賃金の近傍、最低賃金付近で働く人々の苦しみというのを理解することができました。このコロナ禍だから最低賃金を上げることは難しいと言われておられる中小企業の方々、使用者の方々の意見というのでも理解はできます。しかし、このコロナ禍の自粛生活ですら生活がままならない労働者の私たちは一体どうしたらいいのだろうなということを思います。最低賃金は健康で文化的な最低限度の生活を維持するための最低限の賃金であるはずですが、医療機関にかかることもできず、友人とご飯に行くこともためらってしまうような生活というのは、本当に健康で文化的な最低限度の生活と言えるんだろうかなと思います。

私たちは中小企業への支援策もセットで最低賃金の引上げを求めています。このコロナ禍でも、いや、コロナ禍だからこそ、イギリスでは実際に6.2%もの最低賃金の引上げというのを決めているわけです。現在の大阪府の最低賃金は964円、年収にすると約200万円ぐらいですかね。今回の最低賃金生活体験の参加者の最終の収支を平均すると、マイナス2万4,557円でした。時給に換算すると、あと140円ぐらい時給が上がらないと生活することができなかったということが分かります。

また、健康で文化的な最低限度の生活を送るためには幾ら必要だと思いませんかという質問に対して、回答者の平均額というのが25万8,688円でした。これは時給に換算すると約1,500円になります。現在の最低賃金がいかに私たちの生活に負担を与えていて、大幅な引上げが早急に必要なのかというのがこの数値だけでもご理解いただけるかなと思います。このコロナ禍だからこそ、最低賃金の大幅な引上げというのを強く求めて、私の意見陳述を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

高原主任賃金指導官

続きまして、大阪商工会議所副会頭、株式会社サクラクレパス代表取締役会長、西村貞一様をお願いいたします。

西村陳述者

ただいま御紹介いただきました大阪商工会議所で副会頭を務めております株式会社サクラクレパスの西村でございます。

本日は、このような意見陳述の場を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。時間も限られておりますので、早速ですが、今年度の大阪府最低賃金の改定に当たって、中小企業の立場から意見を述べたいと思います。

中国発の新型コロナウイルス感染症の拡大で世界経済は縮小し、我が国でも緊急事態宣言発令に伴う自粛要請により、需要の減退や生産、輸出入の停滞など、我が国経済は戦後最大の危機を迎えていると言っていいと思います。足元、徐々に経済活動の再開が進められていますが、特効薬やワクチンも開発途上にあるなど、不確定な要素が多く、感染拡大の第2波、第3波に見舞われる可能性があるなど、先が見通せない中、経済活動の本格化までには長期戦を覚悟しなければならないと思っております。

大阪商工会議所が6月下旬に実施いたしました中小企業の経営状況・課題に関するアンケート調査や企業の事業活動実態に関する緊急調査でも、生産、売上げ、受注、販売は少なくとも来年の3月までは減少局面が続くなど、厳しい状況に直面しております。とりわけ中小企業からは、事業を継続する上で不安を感じていることとして、7割強が売上げ・受注の回復の遅れ、また約半数強が資金繰り、約4割が関係先、取引先の休廃業、倒産を挙げるなど、先行き不安が高まってきております。会員企業からは、取引先からの発注が4月からゼロになり在庫が積み上がっているとか、また展示会の中止でディスプレイパネルの設置工事がなくなり売上げが7割減少した、金融機関への借入金の返済期限の延長をお願いしているなど、悲痛な声が届いております。

こうした中、政府におきましては、緊急融資の実施や各種補助金の創設、雇用調整助成金の拡充など、中小企業の事業継続、雇用維持を全力で支える姿勢を鮮明に示されました。中小企業はこうした各種支援を受けまして、辛うじて持ちこたえているのが実態でございます。こうした状況で最低賃金の引上げを実施することは多くの中小企業をさらに窮地に追い込むことになると強く懸念をいたしております。

安倍総理は6月3日、政府の全世代型社会保障検討会議で、今年度の最低賃金の引上げについて、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題だと発言され、加藤厚生労働大臣に対して、中小企業が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう指示をされました。そして、先週の22日には、中央最低賃金審議会が現下の厳しい経済情勢を反映して、雇用の維持を最優先とする姿勢を示し、リーマン危機の2009年以来、11年ぶりに目安額を示さず、事実上の据置きとする答申を加藤厚生労働大臣に提出しました。先ほど来、御説明させていただきましたとおり、当地大阪においても足元の中小企業の窮状を見ますと、本年度は最低賃金を引き上げる状況にはなく、据置き、凍結が妥当であります。

なお、最低賃金は、公労使が審議会で議論して決定するものでございまして、その決定基準も最低賃金法により、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して定めるとされております。このうち通常の事業の賃金支払い能力が大きく毀損され、政府による各種支援策で辛うじて事業を継続している当地大阪の中小企業の現状を踏まえた上で公労使が議論を尽くされることを切にお願いする次第であります。

私からは以上でございます。今日はどうもありがとうございました。

高原主任賃金指導官

ありがとうございました。意見陳述は以上でございます。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

服部会長

ただいま4名の方から御意見を承りました。陳述をいただきました内容について、何か御質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。よろしいでしょうか。ございますか。

(な し)

服部会長

それでは、委員からの御質問はないようですので、先に進ませていただきます。

大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様方におかれましては、ただいまの意見についても十分御留意の上、審議をしていただくようお願いをいたします。

なお、地域別最低賃金専門部会は、効率的な審議を行うために目安が出る前から調査審議を始めるという了解事項がございまして、7月22日から第1回を開催しております。

今後の大阪府最低賃金専門部会の日程については、事務局から説明をお願いいたします。

高原主任賃金指導官

承知しました。今後の日程について説明いたします。

資料4、37ページ、令和2年度大阪府最低賃金の審議の進め方を御覧ください。

大阪府最低賃金専門部会につきましては、第2回目を7月29日水曜日午前10時、第3回目を7月30日木曜日午前10時、第4回目を7月31日金曜日午後1時、第5回目を8月3日月曜日午後2時にそれぞれ開催する予定にしております。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。資料4にお示ししたとおり日程が定められてございます。

ただいまの御説明について、何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございました。

なお、意見陳述者及び御随行の方で、御退席なさる方は、ここで御退席をいただいて結構でございます。

それでは、議事(3)令和元年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告についてに入ります。

事務局より御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、事務局から昨年8月5日付で大阪府最低賃金の答申の折に御要望いただきました事項、附帯事項につきまして、行政の取組状況を御報告申し上げます。

本日の資料5を御覧ください。

まず、附帯事項でございますが、1ページ目、5項目ございました。これら5項目に対して取り組んだ状況を報告いたします。

まず1項目目、周知広報と履行確保でございます。

周知広報は、できるだけ多くの大阪府民に知ってもらうことを目的として、大阪府内の全ての市町村の広報誌に掲載、鉄道の主要駅へのポスター掲示、広告効果の高いケーブルテレビ出演等により周知を行いました。

また、団体に所属しない事業主の方々に周知するため、労働保険年度更新会場や大阪国税局を通じて確定申告会場、それから大阪府を通じて府税事務所での周知広報を行いました。

これらのほか、2ページ目の下段にあります①から③の大阪独自のリーフレットを作成いたしました。あらゆる機会を活用して周知広報に取り組んでまいりました。

中でも3番目の近畿2府4県のリーフレットは、多店舗展開する企業や派遣労働を行う事業者、労働者に有益なものとして作成・配付しております。

次に、履行確保でございます。

今年も1月から3月にかけて集中的に最低賃金の監督に取り組みました。今年も事前に広く告知広報することにより、事業者の遵法意識の啓発に努めております。

また、4ページ目上段の最低賃金監督件数の推移にありますように、今年も1,004件と過去最大の件数を実施し、履行確保の取組を強化しております。

最低賃金の監督時に行った聞き取り調査では、90%の事業主の方が適用される最低賃金額を知っており、一定の周知が図られているものと思っておりますが、引き続き積極的な周知を図ってまいります。

一方、最低賃金の監督の結果、一定数の違反事業場が存在しておりますので、引き続き履行確保のための監督指導を徹底することとしています。

次に、附帯事項2項目目の中小企業等への支援措置の周知と利活用の促進でございます。

まず、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組でございます。

このセンターは、働き方改革の実現に向けて、最低賃金総合相談支援センターの機能を拡充・発展する拠点として、助成金の活用支援、就業規則の作成支援、賃金規程の見直しなど必要な情報やノウハウを提供し、中小企業等からの求めに応じた相談の支援を行うもので、今年度は昨年度に引き続き大阪府社会保険労務士会に委託をしております。年度更新時等に特別相談会を実施するなど連携した取組を行っております。また、今年も確定申告に合わせて、確定申告会場近くでの出張相談を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむなく中止しております。

次に、労働基準監督署内に設置した労働時間相談・支援コーナーによる周知と利活用の促進でございます。

労働基準監督署では、このコーナーでの相談対応に加えて、各種団体を通じたセミナーの開催等にも取り組んでおります。また、年度更新時、最低賃金主眼監督時など様々な機会を捉えて大阪働き方

改革推進支援・賃金相談センターと連携した個別相談会の開催もしております。

賃金引上げのための助成金については、様々なツールやメディアを通じて一定の周知を図っているところですが、助成金の利用率の伸び率は高くなっていないのが現状でございます。

助成金については、情報提供するだけでなく、その利活用の方法についての周知や支援も求められているところでございます。

今年度は、拡充された業務改善助成金やキャリアアップ助成金に加えて、働き方改革支援助成金に賃金加算を設定するなど、賃金引上げのために、より利用しやすいものとなっており、今後一層の利活用促進に取り組んでまいります。

なお、大阪においては、依然として最低賃金の未満率が高いことから、昨年5月に大阪働き方改革推進会議に設置した最低賃金のための環境整備に関する作業部会の関係団体・関係省庁と連携を強化して横断的な周知等を強化してまいります。

具体的には、飲食・生活関連サービス業、介護関連業、卸小売業など未満率の高い業種や未満率の高い地域をターゲットにセミナー開催等に取り組んでまいります。

次に、附帯事項3項目目の行政機関が行う発注・契約時の配慮要請でございます。

7ページをご覧ください。

労働局及び労働基準監督署では、毎年建設工事関係の発注者を招集し、工期や安全対策などの発注条件の適正化を要請する会議を行っております。その会議で、発注者に対し、請負人の労働者の賃金に関しても配慮いただくよう要請をしております。

次に、関係行政機関への要請と連携でございます。

まず、大阪府へは、昨年、公共調達に関する研修会に参加させていただき、出席した大阪府内各市町村の契約担当者に、発注時の最低賃金に係る配慮に関して説明と要請を行っております。

さらに、大阪府と大阪市の契約担当部署とは日頃から連携を図り、公共調達の落札者に配付する契約図書の中に、最低賃金を含む労働関係法制度を周知する資料を入れさせていただいております。

また、昨年11月には大阪市に続き、堺市とも最低賃金にかかる情報の提供に関する協定を締結し、大阪市や堺市から受注した業者の最低賃金の履行状況について、相互監視することとしています。

引き続き関係行政に対して働きかけを積極的に行うこととしています。

最後に8ページ、附帯事項4項目目、不公正な商取引による賃金支払能力の低下防止でございます。

労働局は、商取引に関して直接指導することはできませんので、情報収集や提供という形で関係行政機関と連携しております。

労働基準監督署では、最低賃金法違反が認められ、その違反の背景に下請法や独占禁止法違反が認められる場合は、所管官庁に通報する制度を運用しております。

平成31年1月からは下請業者の同意なく通報する制度に拡充されましたので、引き続き、商取引が下請事業者等の賃金支払いの妨げにならないよう、関係省庁と連携して取り組んでいきたいと思っております。

附帯事項5項目目につきましては、ただいま4項目の取組について、検証により明らかになった課題と今後の取組について、本総会にて報告させていただきました。これらにつきましては、引き続き積極的に取り組むこととしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からの報告は以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か質問はございませんでしょうか。
労働者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

答申に附帯事項について、取組について、御報告を今頂戴いたしました。

それでは、続きまして、議事（４）その他に入ります。

その他、何かございますでしょうか。事務局のほうからございますか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

特になければ、次回の日程について、事務局から御説明をお願いいたします。

高原主任賃金指導官

次回の総会は、大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、８月４日火曜日午後４時から予定しております。会場は、大阪地方合同庁舎第４号館２階第２共用会議室です。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

委員の皆様、次回につきましてもよろしくをお願いいたします。

また、本日の会議の議事録への署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いをいたします。よろしくをお願いをいたします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。お疲れさまでございました。

(閉会 １０時５０分)